

## 山陽小野田市議会議員及び山陽小野田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正理由

平成31年3月1日から、都道府県又は市の議会の議員の選挙において、選挙運動のために使用するビラを頒布することができるようになったこと、県内の実施状況を勘案し、来年度実施の市議会議員選挙及び市長選挙から選挙運動用ビラの作成費についても、公費負担の対象とし、併せて、据え置いていた選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター等の作成の公営に要する経費に係る条例の限度額の見直しを行うため、公営制度による市議会議員及び市長の選挙における選挙運動費用の公費負担の限度額等を定めた条例の一部について、公職選挙法施行令の改正に準じて、所要の改正を行うものです。

#### ※選挙公営制度とは

お金のかからない公正な選挙を実現するとともに、資産の多少にかかわらず立候補や選挙運動の機会を持てるようにするため、候補者の選挙運動費用等の一部について、市が公費で負担する制度です。

なお、選挙の結果、得票数が公職選挙法に定める基準に達しないため、供託物が没収される場合には、公費負担を受けることができません。

### 2 主な改正内容

#### (1) 選挙運動用自動車使用の公営

区分		単位	現行(A)	改正後(B)	増減 (B)-(A)
一般運送契約以外の契約 (レンタル方式)		1日	35,150円	35,860円	710円
		7日	246,050円	251,020円	4,970円
内 訳	自動車借入れ	1日	15,300円	15,800円	500円
	燃料費	1日	7,350円	7,560円	210円
	運転手の雇用	1日	12,500円	12,500円	改正無し

#### 【参考】※修正なし

区分	単位	現行
一般運送契約 (ハイヤー方式)	1日	64,500円
	7日	451,500円

※運転手の雇用・燃料費含む

## (2) 選挙運動用ポスター作成の公営

区分	現行(A)	改正後(B)	増減(B) - (A)
印刷費単価(a)	510円48銭	525円6銭	14円58銭
企画費(b)	181,125円	186,300円	5,175円

### 【参考】

選挙運動用ポスター作成の公営にかかる限度額を、平成29年10月1日執行の山陽小野田市議会議員一般選挙時のポスター掲示場数211箇所を試算しますと、以下のとおりとなります。

区分	現行(A)	改正後(B)	増減(B) - (A)
単価の限度額(c)	1,369円	1,408円	39円

○限度額算定の数式

・単価の限度額(c) :

$((\text{印刷費単価(a)} \times \text{ポスター掲示場数} + \text{企画費(b)}) / \text{ポスター掲示場数}) \times \text{ポスター掲示場数}$

区分	現行(A)	改正後(B)	増減(B) - (A)
公費負担の限度額(B) × 211	288,859円	297,088円	8,229円

## (3) 選挙運動用ビラ作成の公営【新規】

区分	単価	上限枚数※	公費負担限度額
市議会議員選挙	7円51銭	4,000枚	30,040円
市長選挙	7円51銭	16,000枚	120,160円

※公職選挙法で定める枚数

## 3 改正による予算額(1人当たり)

	現行	改正後	増加額
市長	534,909円	668,268円	133,359円
議員	534,909円	578,148円	43,239円

※選挙運動用自動車その他の契約の場合